

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年10月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700192号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700130号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は19万5,000円、平成15年12月18日は18万円、平成16年12月21日及び平成17年7月15日は16万8,000円、平成17年12月20日は17万6,000円、平成18年12月20日は18万6,000円、平成21年7月24日は17万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成21年7月24日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳並びに同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間

①は19万5,000円、請求期間②は18万円、請求期間③及び④は16万8,000円、請求期間⑤は17万6,000円、請求期間⑥は18万6,000円、請求期間⑦は17万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万3,247円、請求期間②は1万2,270円、請求期間③及び④は1万1,705円、請求期間⑤は1万2,573円、請求期間⑥は1万3,617円、請求期間⑦は1万3,048円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700189号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700131号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年4月30日から昭和55年5月1日に訂正し、昭和55年4月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社からA社B事業部へ転勤した時の年金記録が空白となっている。継続して勤務していたことは間違いないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者及びA社から提出された在職証明書、A社から提出された賃金台帳並びに事業主の回答等により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し（昭和55年5月1日にA社（本社）からA社B事業部に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳で確認できる給与支払額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨陳述しているものの、昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間について、事業主が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における

資格喪失年月日が昭和 55 年 4 月 30 日となっており、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700135号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700132号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年8月10日は20万6,000円、平成18年8月11日は20万4,000円、平成19年8月7日は22万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日、平成18年8月11日及び平成19年8月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日、平成18年8月11日及び平成19年8月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成18年8月
③ 平成19年8月

請求期間①から③までについて、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された金融機関の預金通帳並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の請求者の預金通帳に記載されている振込額及び複数の同僚の給与支給明細書(賞与)から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万6,000円、請求期間②は20万4,000円、請求期間③は22万2,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払日について、上述の請求者の預金通帳における振込日から、請求期間①は平成17年8月10日、請求期間②は平成18年8月11日、請求期間③は平成19年8月7日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までに係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700149号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700133号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和44年9月1日から昭和44年8月10日に訂正し、昭和44年8月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和44年8月10日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和44年8月10日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年8月10日から同年9月1日まで
② 昭和53年7月1日から同年12月1日まで

私は、昭和44年8月10日からA社で勤務したにもかかわらず、現在、国の記録では同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年9月1日とされている。私が保管している同社の給与明細書からは保険料控除が確認できるため、請求期間①について年金額に反映される記録に訂正してほしい。

私は、昭和53年7月1日からC社で勤務したにもかかわらず、現在、国の記録では同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和53年12月1日とされている。私が請求期間②に勤務していたことは確かなので、請求期間②について年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された昭和44年の手帳の記載内容、昭和44年8月から昭和45年1月までに係る出納帳及び当該期間に係る給与明細書5枚(以下「資料等」という。)により、請求者は、請求期間①においてA社に

勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、上述の資料等から確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和44年8月10日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②について、請求者が保管する請求期間②当時の日記等によりC社（現在は、D社）に勤務していたこととはうかがえるものの、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を保管していない。

また、請求者が自身の後任者としている同僚を含む複数の同僚は、請求期間②当時の給与明細書を保管していないほか、C社の厚生年金保険の被保険者記録は、勤務期間と3か月から5か月ぐらいの違いがあり、入社と同時には厚生年金保険の被保険者資格を取得していない旨回答している同僚もいる。

さらに、D社は、現在と請求期間②当時とでは事業転換等しており、平成11年以前の資料については保管していない旨回答しており、請求期間②について、請求者の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700159号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700134号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年8月10日は3万円、平成17年12月27日は8万5,000円、平成18年8月11日は11万6,000円、平成18年12月22日は6万円から12万8,000円、平成19年8月7日は14万5,000円、平成19年12月26日は15万円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日及び平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日及び平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年8月11日
④ 平成18年12月22日
⑤ 平成19年8月7日
⑥ 平成19年12月26日

請求期間①から③まで、⑤及び⑥について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がない。また、請求期間④について、同社から国に記録されている標準賞与額より高い額の賞与を支給されていた。請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③まで、⑤及び⑥について、金融機関から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間④について、上述の預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、A社から、オンライン記録において確認できる標準賞与額（6万円）を超える賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳から推認できる請求者の厚生年金保険料控除額により、請求期間①は3万円、請求期間②は8万5,000円、請求期間③は11万6,000円、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は14万5,000円、請求期間⑥は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までに係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700183号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700135号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年6月から昭和38年3月まで

私は、中学を卒業後、知人の紹介でA社に昭和37年6月から昭和38年3月まで勤務した。A社は、B業の会社で、ボイラーマンとして勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは確かなので、請求期間について年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、他の所在地に支店や関連事業所等はなかったとした上で、同社の所在地、業務内容、勤務形態、請求期間当時の状況等については詳細に陳述しているものの、給与明細書等及び事業所に係る資料を保管していない。

また、請求者がA社の所在地とする地域を管轄する機関からは同社の商業登記簿謄本も確認できない上、国の年金記録において、同社及び同社に類似する名称の事業所は同所在地において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないことから、請求者が記憶する事業主及び同僚は特定できず、請求者の勤務状況及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、昭和35年及び昭和38年の住宅地図を保管するC市内の図書館は、請求者が記憶する所在地付近には、A社及び類似する名称の事業所並びに事業主個人宅も見当たらない旨回答している。

加えて、請求期間当時からB業を営み現在も存在している事業所は、請求者の記憶する事業所所在地には、B業を営む事業所があった記憶はない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。